

規制対象となる揮発性有機化合物(VOC)排出施設及び排出基準

揮発性有機化合物(VOC)排出施設	規模要件	排出基準	
・塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上 のもの	自動車製造の用に供する塗装施設(吹付塗装に限る。)	既設: 700ppmC 新設: 400ppmC
		その他の塗装施設(吹付塗装に限る。)	700ppmC
・塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	排風機の排風能力が 10,000m ³ /時以上 のもの	木材・木製品(家具を含む)の製造に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
・接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く。)	排風機の排風能力が 15,000m ³ /時以上 のもの	1,400ppmC	
・印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	排風機の排風能力が 5,000m ³ /時以上 のもの	1,400ppmC	
・グラビア印刷の用に供する乾燥施設	排風機の排風能力が 27,000m ³ /時以上 のもの	700ppmC	
・オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	排風機の排風能力が 7,000m ³ /時以上 のもの	400ppmC	
・化学製品製造の用に供する乾燥施設	排風機の排風能力が 3,000m ³ /時以上 のもの	600ppmC	
・工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面積が 5m ² 以上 のもの	400ppmC	
・ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク[密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)]のものを除く。]	1,000kl以上のもの(ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC	

注)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、送風機の送風能力を規模の指標とする。

注)「乾燥設備」には、「焼付施設」も含まれる。

注)「乾燥設備」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。

注)「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。